

砥部町農業委員会総会

令和 4 年 9 月議事録

令和４年９月農業委員会総会議事録

1 会議の名称	令和４年９月農業委員会総会
2 開始日時	令和４年９月６日（火）１５時４５分～１６時１０分
3 開催場所	砥部町中央公民館 ４階 講座室
4 出席委員	大内廣志（会長）、西岡弘安、西森正一、田中和樹 土井敬一、藤田 平、三木恭子、田中祥三、松尾利勝 山田義秀、亀田義一、大野和博、
5 欠席委員	宇津見尚規、田中 弘、佐野淳子、中村孝幸
6 職務のため会議に出席した職員の職氏名	池田晃一（事務局長） 池内 隆（事務局専門員兼農地係長） 大内 均
7 所管課	農業委員会事務局 電話 089-962-5667

令和4年9月砥部町農業委員会総会議事日程

・開会

・開議

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案第43号 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について 1件

日程第3 議案第44号 農地法第5条第1項第7号の規定に基づく届出について 2件

日程第4 議案第45号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について 2件

日程第5 議案第46号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について 3件

・閉会

令和4年9月砥部町農業委員会総会

令和4年9月6日（火） 15時45分開会

発 言 者	発 言 内 容
事 務 局 長	ご起立ください。礼。ご着席ください。 只今から9月農業委員会総会を開会いたします。 開会にあたり、大内会長がご挨拶を申し上げます。
会 長	～会長挨拶～
事 務 局 長	ありがとうございました。 本日は、砥部町農業委員会総会会議規程第4条により、宇津見委員、田中弘委員、佐野委員、中村委員より、欠席の旨、通告がありましたので報告致します。 本日の出席委員は12名で、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項により総会が成立しておりますことをご報告申し上げます。 それでは、砥部町農業委員会総会会議規程第3条により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の議事の進行を大内会長にお願いします。
議 長	それでは、9月農業委員会総会を開会いたします。 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。砥部町農業委員会総会会議規程第20条第2項により、指名させていただくことにご異議ございませんか。 異議なし
議 長	それでは、本日の議事録署名委員は、9番、松尾利勝委員さん、11番、山田義秀委員さんをお願いします。 なお、本日の会議書記には事務局職員の大内さんを指名いたします。
議 長	日程第2 議案第43号 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について、1件を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
事 務 局	議案書の1頁をご覧ください。相続による所有権移転の届出案件です。 地図は1頁をご覧ください。 届出人は〇〇番地〇〇さんです。 農地の所在地は〇〇番、地目、畑、面積141㎡外2筆、合計面積316㎡です。

	亡くなられた、〇〇さんからの相続によるものです。 以上で説明を終わります。
議 長	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定により、記載のとおり確認しておりますので、事務局報告のとおり承認をお願いします。
議 長	日程第 3 議案第 44 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定に基づく届出について、2 件を議題といたします。 事務局より説明をお願いします。
事 務 局	議案書の 2 頁をご覧ください。 1 件目、地図は 2 頁をご覧ください。 市街化区域内農地の転用で、所有権移転の案件です。 渡人は〇〇番地〇〇さんと〇〇番〇〇号〇〇さんです。受人は〇〇番〇〇号〇〇さんです。 届出地は〇〇番、地目、畑、面積 723 m²です。 6 月総会で、隣接する〇〇番の農地について、分譲宅地 3 区画の予定で転用届出があった旨報告したところですが、今回は、それに関連して転用届出があったものです。 転用目的は、宅地拡張で、傾斜はあるものの、分譲宅地に隣接している農地です。 盛土はなし、給水もなしで、排水は自然排水とします。草木を伐採して整地したのち、分譲地の購入者に譲渡する予定とのことです。 2 件目、地図は 3 頁をご覧ください。 市街化区域内農地の一時転用で、賃貸借権設定の案件です。 渡人は〇〇番地〇〇さんです。受人は〇〇番地〇〇さんです。 届出地は〇〇番、地目、田、面積 560 m²のうち 60 m²です。 一時転用の目的は、砥部町公共下水道工事のための露天資材置場です。期間は、令和 4 年 8 月 5 日から令和 4 年 10 月 16 日までの利用権を設定するものです。貸借期間終了後は、農地に復元を行います。 以上で説明を終わります。
議 長	農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定により、記載のとおり確認しておりますので、報告のとおり承認をお願いします。
議 長	日程第 4 議案第 45 号 認定電気通信事業者の中継施設等の設置に伴う事業請について、2 件を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
事 務 局	議案書の 3 頁をご覧ください。地図は 4 頁と 5 頁をご覧ください。 認定電気通信事業者の行う、中継施設等の設置に伴う事業計画書が愛媛県に提出され、愛媛県から砥部町農業委員会に対し、計画地について調査依頼

	があり、概要について調書により報告を行ったものです。 1 件目、賃借権の設定で、貸人は〇〇番地〇〇さんです。借人は〇〇番〇〇号〇〇さんです。 農地の所在地は〇〇番、地目、畑、面積 171 m²のうち 4 m²です。 転用目的は、携帯電話用無線基地局の新規設置で、携帯電話サービスエリアの拡大と品質改善を図るものです。設置後の全体の高さは 14.8mで、てっぺんにアンテナが設置されます。 2 件目、賃借権の設定で、貸人は〇〇番地〇〇さんです。借人は、1 件目に同じく〇〇です。 農地の所在地は〇〇番、地目、畑、面積 589 m²のうち 4 m²です。 転用目的は、1 件目と同様です。設置後の全体の高さは 19.8mで、てっぺんにアンテナが設置されます。 以上で説明を終わります。
議 長	農地法第 5 条第 1 項第 8 号及び農地法施行規則第 53 条第 14 号の規定により、記載のとおり確認しておりますので、報告のとおり承認をお願いします。
議 長	日程第 5 議案第 46 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可申請について、3 件を議題といたします。 1 件目について、事務局より説明をお願いします。
議 長	議案書の 4 頁をご覧ください。 1 件目、保育所誘致に伴う転用案件です。地図は 6 頁をご覧ください。 渡人は〇〇番地〇〇さん、〇〇番〇〇号〇〇さん、〇〇番〇〇号〇〇さん、〇〇番〇〇号〇〇さんです。受人は〇〇さんです。 申請地は〇〇番、地目、田、面積 138 m²外 2 筆、合計面積 2,782 m²です。〇〇番は〇〇さん単独所有で、〇〇番と〇〇番は、4 人の共有です。 申請の経緯について、保育所は、昭和 59 年 2 月に建築後、39 年が経過し、施設の老朽化が進み、保育運営にも支障が見受けられるため、建替えの必要に迫られています。 建替えにおいては、近年の保育ニーズに合わせた定員の見直しを行うとともに、園舎の建築には民間を活用することとし、プロポーザル方式による誘致を行います。 プロポーザル方式とは、園舎の設計、建築及び園の運営管理をする者を選定する際に、複数の者に企画を提案してもらい、その中からもっとも適した者を選ぶ方式です。 用地は、町が貸し付けることとしていますので、令和 6 年度の開園に向けて、用地造成を行いたく、本申請に及ぶものです。 盛土は最も低いところで約 80cm 程度入れる予定で、造成後の敷地は、西

	側の道路からは約 25cm 下がった敷地となる予定です。周囲は道路側を除く三方にコンクリート擁壁を施工しますが、東側の川側に約 2.4m 規模のものが入る予定です。 排水は浄化槽を経由し、南側水路へ放流し、給水は砥部町上水道を利用します。 申請地の農地区分は第 2 種農地で、宅地と農地が混在する地域でもあり、転用もやむを得ないものと判断します。また、転用による農用地及び農作業の効率的かつ総合的利用に及ぼす影響はないものと思われます。 以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議 長	事務局の説明が終わりましたので、担当委員の〇〇委員さんより、内容説明をお願いします。
担 当 委 員	町から土地の申請があり、話をしてきました。私立の保育所ができるようですが、騒音が気になるので何うと、防音の対策を行うということで、納得いたしました。
議 長	事務局及び担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
議 長	質疑を終わります。採決を行います。 本件については、これを承認することにご異議ありませんか。 異議なし ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。
議 長	2 件目について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	2 件目、自己用住宅への転用案件です。地図は 7 頁をご覧ください。 貸人は〇〇番地〇〇さん、借人は〇〇番地〇〇さんです。 申請地は〇〇番、地目、田、面積 256 m²です。 申請の経緯について、借人は、妻及び子ども 1 人と町外の賃貸住宅で生活しております。 子どもの成長とともに手狭になってきたため、かねてより新居の建築を検討しておりましたところ、妻の母の所有地である本申請地を住宅建築用地として無償にて借り受けることが可能となりました。 本申請地は、今後の生活拠点として、この上ない条件であるため、早急に個人住宅を建築したく本申請に及ぶものです。 盛土は約 50cm 程度で、周囲はコンクリート擁壁を施工します。排水は浄化槽を経由し、西側水路へ放流し、給水は砥部町上水道を利用します。 申請地の農地区分は第 2 種農地で、宅地と農地が混在する地域でもあり、転用もやむを得ないものと判断します。また、転用による農用地及び農作業

	の効率的かつ総合的利用に及ぼす影響はないものと思われます。 以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議 長	事務局の説明が終わりましたので、担当委員の〇〇委員さんより、内容説明をお願いします。
担 当 委 員	事務局の説明のとおりです。特に問題はありません。ご審議よろしくお願いします。
議 長	事務局及び担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
議 長	質疑を終わります。採決を行います。 本件については、これを承認することにご異議ありませんか。 異議なし ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。
議 長	3 件目について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	3 件目、建売住宅 3 棟への転用案件です。地図は 8 頁をご覧ください。 渡人は〇〇番〇〇号〇〇さん、受人は〇〇番地〇〇さんです。 申請地は〇〇番、地目、田、面積 703 m²です。 申請の経緯については、受人の〇〇は、平成 13 年に創業し、主に不動産賃貸業により、年々、収益を伸ばしてきました。 顧客ニーズ、社会的ニーズに応え、住宅市場において、より良質で安価な住宅を供給することで社会貢献をできればと考えており、今回、建売住宅として利用したく、本申請に及ぶものです。 盛土は約 70 cm で、周囲はコンクリート擁壁を施工します。給水は砥部町上水道を利用します。排水について、1 号地及び 2 号地の 2 棟については、浄化槽を経由し、西側水路へ放流します。3 号地の 1 棟については、浄化槽を経由し、東側水路へ放流します。 申請地の農地区分は第 2 種農地で、宅地と農地が混在する地域でもあり、転用もやむを得ないものと判断します。また、転用による農用地及び農作業の効率的かつ総合的利用に及ぼす影響はないものと思われます。 以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議 長	事務局の説明が終わりましたので、担当委員の〇〇委員さんより、内容説明をお願いします。
担 当 委 員	内容は、事務局の説明のとおりです。ここは、長年、耕作放棄地のようになっていたところで、景観もよろしくなく、転用もやむを得ないと思います。

	よろしくお願いします。
議 長	事務局及び担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありますか。 質疑なし
議 長	質疑を終わります。採決を行います。 本件については、これを承認することにご異議ありませんか。 異議なし ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。
議 長	それでは、以上で本日予定しておりました議案審議を全て終了いたしましたので、9月農業委員会総会を閉会いたします。 ありがとうございました。 16時10分 閉会

農業委員会総会の議事の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

署 名 会 長 _____

会長職務代理者 _____

委 員 _____

委 員 _____